

事務連絡

平成30年12月14日

法務局民事行政部首席登記官(不動産登記担当) 殿

地方法務局首席登記官(法人登記担当を除く。) 殿

法務省民事局民事第二課

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部施行について
民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号。以下「改正法」という。)のうち、自筆証書遺言の方式の緩和に関する規定が、平成31年1月13日から施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務等の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、このほかの規定については、原則として平成31年7月1日から、配偶者居住権の新設等に関する規定は平成32年4月1日から、施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務等の取扱いについては、追って連絡します。

記

1 改正の趣旨

改正法による改正前の民法(明治29年法律第89条)においては、自筆証書遺言は、全文、日付及び氏名を全て自書し、これに印を押さなければならないとされている(民法第968条第1項)が、自筆証書遺言の自書の負担を軽減して自筆証書遺言の利用を促進する観点から、その要件の一部が緩和されるものである。

2 改正の概要

自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(民法第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないとされ、



この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならぬとされた（改正法による改正後の民法第968条第2項）。

これにより、遺言書の末尾に添付されることが多いいわゆる遺産目録については、各ページに署名し、印を押したものであれば（用紙の片面に目録の記載があるときは、署名及び押印は裏面でもよい。）、パソコン等により作成したもの、遺言者以外の者が代筆したもの、登記事項証明書等を添付してこれを目録とするもの等であっても認められることとなる（別添参考資料参照）。

なお、この目録中の加除その他の変更については、この目録以外の部分と同様に、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないとされた（同条第3項）。

おつて、関係規定の施行の日（平成31年1月13日）前にされた自筆証書遺言については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第6条）。これにより、平成31年1月13日より前に作成された自筆証書遺言については、相続開始が同日以降であっても、従前どおり、全文、日付及び氏名が全て自書されていない場合には無効となるので、留意する必要がある。

自筆証書遺言の方式（全文自書）の緩和方策として考えられる例

1 遺言書本文（全て自書しなければならないものとする。）

遺言書

- 1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
 職 業 弁護士
 氏 名 丙山 太郎
 生年月日 昭和〇年〇月〇日

平成31年4月12日

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

甲野太郎 (印)

2 別紙目録（署名部分以外は自書でなくてもよいものとする。）

物 件 等 目 録

第1 不動産

1 土地

所 在 ○○市○○区○○町○丁目

地 番 ○番○

地 積 ○○平方メートル

2 建物

所 在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○

家屋番号 ○番○

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2階建

床 面 積 1階 ○○平方メートル

2階 ○○平方メートル

3 区分所有権

1 棟の建物の表示

所 在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○

建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋 番号 ○○市○○区○○町○丁目○番の○○

建物の番号 ○○

床 面 積 ○階部分 ○○平方メートル

敷地権の目的たる土地の表示

土地の符号 1

所在地番 ○○市○○区○○町○丁目○番○

地 目 宅地

地 積 ○○平方メートル

敷地権の表示

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 ○○○○分の○○○

第2 預貯金

1 ○○銀行○○支店 普通預金

口座番号 ○○○

2 通常貯金

記 号 ○○○

番 号 ○○○

甲 野 太 郎 (印)